

# 京都府立図書館サービス計画（中間案）について

京都府立図書館協議会資料（R7.11.7）

## 1 計画策定の経過

府立図書館では、令和3年度に策定した「京都府立図書館サービス計画（令和3年度～令和7年度）」が本年度末に終了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、府民へのサービスの向上を図るため、今後5年間の新たなサービス計画を策定する。

## 2 計画の位置づけ

図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）において、「都道府県立図書館は、設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定することとなっており、これに基づいて策定するもの。

## 3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

## 4 サービス計画の基本方針及び課題解決のために取り組む内容

### I 府内全域の図書館等をつなぎ、支援するとともに、互いに協力して図書館サービスを展開し、府民のニーズに応えます。

- ・府内図書館等との相互貸借をさらに充実、安定運用を図るため、各館の連携体制の強化
- ・児童生徒の探究的な学びや学生の調査研究のニーズに応える
- ・学びあい、交流の場として、府立図書館に自習スペース等を整備
- ・就学前の子どもや経済的課題のある児童生徒・保護者への読書環境の提供
- ・京都府図書館等連絡協議会と連携した読書活動の推進

### II 多様な文化資源の情報を取り扱い、読書の機会を提供することで、府民の知的好奇心に応える 利用しやすい図書館サービスを展開します。

- ・不読率上昇の歯止めに繋がる読書機会の創出
- ・府立図書館資料のデジタルアーカイブ化と市町村立図書館資料のデジタルアーカイブ化の支援
- ・未利用者に届く効果的なSNSや動画配信
- ・府立学校・大学等と連携し、図書の魅力を発信
- ・観光目的等で訪れた人を図書館利用者に
- ・アクセシブルな書籍情報や読書バリアフリー推進の先進事例の収集と市町村立図書館等との共有

**III 京都が持つ長い歴史や文化を活かし、大学・文化施設・地元企業等と連携して、様々な交流機会を創出し、京都ならではの文化の振興と地域の活性化に寄与します。**

- ・行政機関と連携した取組の強化（議会図書館、歴彩館、府立医大、国立がん研究センター、京都府埋蔵文化財センター、京都SKYセンターなど）
- ・児童生徒や大学生を対象とした講演会やイベントの実施
- ・書店や出版社等と連携した読書機会の創出
- ・行政機関等からのレファレンスサービスの取組を強化